

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	入館料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例第6条、堺市立町家歴史館条例施行規則第6条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例】 (入館料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (入館料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により入館料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校又は中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部を含む。）の教職員及び当該幼稚園、小学校又は中学校の児童、児童又は生徒が介護者を必要とする場合における当該介護者が、これらの児童、児童又は生徒を引率する教育上の目的で入館するとき 入館料の全額</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の児童及び当該児童が介護者を必要とする場合における当該介護者並びに当該児童を引率する職員が、教育上の目的で入館するとき 入館料の全額</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定により市が援助を行っている老人クラブの構成員である者が、教養の向上の目的で当該老人クラブの活動として入館するとき 入館料の全額</p> <p>(4) 65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。以下同じ。）及び障害者等（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）が介護者を必要とする場合における当該介護者が入館するとき 入館料の全額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長において特別の理由があると認める者が入館するとき 市長が必要と認める額</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	